人権文化センターについて

[経 過]

- ・ 人権文化センターの前身である同和地区解放会館は、「同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活向上を図り、同和問題のすみやかな解決に資すること」を目的に、昭和45年に制定された「大阪市同和地区解放会館条例」に基づき市内12地区に整備され、地区住民の生活改善など、同和問題の解決に大きな役割を果たしてきた。
- ・ 平成12年4月に条例を改正し、その目的を「歴史的社会的理由により生活環境等の 安定向上を図る必要がある地域の住民の福祉の向上並びに市民に対する人権啓発の 推進及び市民交流の促進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に 寄与すること」に抜本的に変更するともに名称を人権文化センターとし、市民利用施 設と位置づけて一般市民の利用に供することとなった。
- ・ また平成14年度より(社)大阪市人権協会に管理運営を委託し、平成18年4月からは公募による指定管理者制度に移行して平成21年度まで同協会が管理代行を行っているところである。

[現 状]

- ・ 人権文化センターは、市内12地域に12人権文化センター・1分館が設置されており、その運営経費は全体で17億42百万円(平成18年度協定額)である。
- ・ 人権文化センターの事業内容は、地域住民の自立支援及び自主的活動の促進に関する 事業、人権啓発及び人権に関する調査研究に関する事業、市民交流の促進に関する事 業市民利用施設としての貸室事業などである。
- ・ 人権文化センターは、社会福祉法に定める第二種社会福祉事業(隣保事業)と位置づけられ、その設置は国の隣保館設置運営要綱(厚生労働省所管)に基づいており、国からの補助も受けている。
- ・人権文化センターでは、この間、管理運営を委託し施設の利用促進に努めるとともに順次派遣職員を引きあげながら職員数の削減を図ってきており、平成18年度の公募による指定管理者制度の導入で更に派遣職員89名を引きあげるなど大幅な管理運営経費の削減に努めてきている。しかし、貸室の利用率(平成17年度13.6%)は低位の状態が続いており一層の利用促進や、面積あたりの経費の削減など効率的な施設運営などの課題がある。
- ・ センター利用者の推移(事業別)

(単位:人)

	相談事業	啓発·交流事業	貸室事業	合 計
平成15年度	16, 323	18, 354	206, 309	240, 986
" 16 "	17, 823	23, 654	218, 191	259, 668
" 17"	17, 786	20, 896	232, 696	271, 378

[今後のあり方]

- ・ 人権文化センターは、社会的支援を必要とする人々にとっての身近な相談機関として 心強いだけでなく、地域の関係団体等の協力による相談者への見守りといった、地域 施設として住民との信頼関係のもと地域福祉の向上に努めてきた。また、地域コミュ ニティ活動を進めるにあたっては、地域課題の発見や住民の相互交流の促進といった 役割・機能を果たしてきている。
- ・ しかしながら、地域毎に人権文化センターが必要かどうか、一般施策として市民から 理解が得られるのかどうかについて検証が行われておらず、人権文化センターの3つ の機能(自立支援機能、人権啓発機能、市民交流機能)について、目的や対象の類似 する他の事業との整理統合を図っていくなど、今日的な視点で必要な機能を精査し、 効率的な施設の運営を図っていく必要がある。
- ・ 一方、現行の指定管理期間内において、大幅な見直しを行うことは、指定管理者との 基本協定に反することになるので、抜本的な見直しは同期間経過後に実施すべきであ る。

(1) 指定管理期間内での見直しについて

・ 東淀川区内で同一機能を有する、南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、隣近接して存在しており、指定管理期間内であっても1館に統合することがより効率的な行政運営に資すると考えられる。

(2) 次期指定管理期間(平成22年度から)に向けた見直しについて

現行の指定管理期間以降については、人権文化センターとしての存続の必要性も含め機能・施設のあり方を抜本的に見直す必要がある。検討にあたっては、以下の点について留意すべきである。

- ・ 現在の人権文化センターの機能のうち、自立支援機能即ち総合相談事業については社会的に支援を必要とする人々が多い地域において必要な事業と考えられるが、実施場所は必ずしも人権文化センターに限る必要性は無く、また、実施にあたっても地域の行政機関である区役所と連携して行うほうがより効果的であると認められること。
- ・ 人権啓発機能については、区役所を拠点に区域全体や市域全体で実施するほうが効果 的と考えられることから、区で企画・実施する人権啓発事業に統合し事業展開を図る べきであること。
- ・ 貸室事業を含めた市民交流機能については、地域内には人権文化センターのほか青少年会館が存在するが、それぞれの施設の今後の方向性とも整合を図りながら一つに統合する方が効率的行政運営に資すると認められること。

以上の見直しについては、現行の指定管理期間が終了する平成21年度までに見直し 方針を明らかにするとともに、重要な問題であることから、今後、大阪市においては、 精力的かつ総合的な検討を要請する。